明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五）　二
○産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令（同六）　四
○特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令（同七）　五
○生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令（同八）　五
○特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業一）　六
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業五五）　六
○投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（同五六）　六
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令（同五七）　六
○経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五八）　六
○エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令を廃止する省令（同五九）　六
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（同六〇）　六

〔省　令〕

○産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（法務・経済産業二）　五
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業二）　六

〔告　示〕

○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境八）　六
○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示（同九）　六
○産業競争力強化法第二十一条の二十八の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一〇）　六
○産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（同一一）　六
○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（総務・経済産業二）　六
○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（財務・経済産業七）　六
○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同八）　六
○特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（文部科学・経済産業三）　七
○特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針（経済産業一三二）　七
○半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三三）　七
○石油精製業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三四）　七
○航空機産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三五）　七
○金属産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三六）　七
○自動車産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三七）　七
○化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三八）　七
○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一三九）　七
○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一四〇）　七
○産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一四一）　七
○革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一四二）　七